



43-7208(1)

心得副記

附五十音圖考



昔洲而東以先生ハ本門の古風にして和漢古以
 通達する學士あり余後年橋窓系法を讀ん
 其學孔子道を承る者あり由信と老佛の域に入りて
 を知る地志又たは北系を尼て能く古今の時務に
 通し人情時宜に處して古信に化するを知ら
 り其説を承る所の公稱にして其方と癖せず故佛
 を嫌ふ者信を捨て人物言行を先人君子又
 字を據る者國師以來形の正き儒生を尼て位
 一其の教を主とし稱す能く其王侯顧問に
 たる者一々其經にたは北系の中余の心を以て
 其教條を捨て左に別記するを志しり 茂復化

吾のみとれ時^たハ勇猛なる人^にはなりはうつあきとわわぬ
私れうらやをもて人をらあしそのところをこちのきあど
るはちとに大なる法も人ほれどこれにららその人なりと
いつきの國ももかくあひお、むしりあるは、それうい
けなき時まで、乱後の弊風のそきやらせかた事を海
ういあり

茂植梅、石井元才、志山報、雙とああこれ年月を
経て昔年せし、あ、あ、あ、名、志、山、侯、未、悔、を、く、あ、い、五
一、あ、い、あ、れ、く、く、悪、を、極、め、そのを、あ、い、と
思、に、右、の、一、条、を、君、を、時、終、の、終、ら、し、む、る、を、登
明、し、ぬ、れ、バ、今、年、よ、て、國、効、の、を、考、る、に、心、悔、あ、る、を、い、ふ、え

父母のあこは、ともにて、う、代、とも、せ、せ、あ、い、つ、ま、國、の、事、を、世
の中、乱、國、と、なり、この、く、ま、れ、辨、令、の、國、あ、あ、を、を、出、我、い
手、殺、代、も、極、く、風、俗、を、や、り、考、多、時、の、予、なる、づ、今、れ、時
る、あ、ち、も、に、や、あ、あ、れ、は、ら、う、ま、で、は、だ、び、ぬ、ま、あ、あ、ら、く、め、
こ、ま、一、統、の、再、代、な、れ、人、の、あ、や、代、う、ろ、せ、その、あ、あ、い
り、う、も、し、て、考、る、自、由、一、そ、つ、こ、代、考、一、後、か、づ、き、は、其、の、子
は、あ、せ、か、う、も、生、殺、の、權、を、あ、い、か、後、か、い、く、は、る、あ、あ、
ま、や

茂植梅は、君、父、を、殺、す、者、は、痛、あ、し、或、は、賊、寇、尺、を、食、り
或、は、事、あ、め、を、奪、は、ん、が、め、り、人、を、殺、し、て、ま、さ、り、た、る、者、さ
へ、公、事、と、して、た、や、し、く、な、づ、終、に、後、か、を、祈、り、され、は、或

私の怨或ハ王争ひ故キ人ヲ教ヘ立命リシ事ハい。は
了たつ祿物リし功キヤ世シ生子たる者ハ父母ありし
故ニ教キ事トモ此毎ニヤモ命キヤハ世ヲ報應ノ
制ニ由ル也トモ時宜ニ因テ免ルシ路ハ此ノ教
水バニ思者能ク公トノ制ニ由テ通セされハ政事也
儀事ニ由テある也

ぬし成ころせ多やつこあぬバとがほきおやあによでほ
こおこなるをさかいしうさ

後植徳士人の死源は形ある者な生子日あれば
小児に及ぶ母で罪ありあはると國典にあれば衆と
共ニ士人ノ君父の事と法を犯す罪重らざる事

あらしめ
と懲

あらしめ後人ノ懲さしむる政事ある也

このことわりハ命ノがさきよりあらすましてあま
の思者成あつたんを議論をさせあハそのまけい
あきらむらん人トあらつる事なれどさまハあるま
綱鑑などいつる事物ハ名儒の議論をあつたる
るをあるづし封達ハ國政をさむ所の大事なる事
しるもあり又ありあつたりもあり仕子胥の父のあ
むらびハ君臣に大義なるにこれよりとつる事あり
又ありしつるもありお徳のなにか一四十八人の命
其主人の命に代りし事とつる左なりあましを別
とがまし人學志あるを免る事とつる事あり

やとといしよ上世にける以て老のいつるに老のからたうちた
ぬはなすれはうまひもなからずしなるごとしといひしよそのは
まの以て老のいつるに老のいつるに老のいつるに老のいつるに
まむましといひしよ又そのつぎの以て老のいつるに老のいつるに
まに 命は成らるしきる人なればその老の感は終りも
むとの心は静まばあまづいといひしよとて老のいつるに
くにむさしは何ぞしこぬと昔に老のいつるに老のいつるに
かの思ふ人な老をいふとて老のいつるに老のいつるに
くしてそしは老のいつるに老のいつるに老のいつるに
多れんよあつるやまにいつるに老のいつるに老のいつるに
やまきあれば老のいつるに老のいつるに老のいつるに

是非老や若くハわらわがこし漢に皇帝に倍儒ハ始
其言をせしむるにいつるに老のいつるに老のいつるに
しに老のいつるに老のいつるに老のいつるに老のいつるに
そに格言なりとかそつまきはあはるの老のいつるに老のいつるに
らそその中りいつるに老のいつるに老のいつるに老のいつるに
夏をいつるに老のいつるに老のいつるに老のいつるに
しに老のいつるに老のいつるに老のいつるに老のいつるに
後撰抄に 仲子居る父のあまをむらびしをよといひ
あしといふは老のいつるに老のいつるに老のいつるに老のいつるに
すなはらざるを白瑞之乱をありてくくのむきま
をよし得るハ稱するに増つるに後世の名証とす

辱らざる志徳の報應ハ乱るるれば義士と稱する
の端ありしも治世にありてハ全く義士の外ならず
故ニ以て前者の端端ありぬ又外義といひざるは徳
武王ハその民を以てし徳夷ハ若くを以てするは
されハ古人も武王の志ハ當時救済の者ありて徳
の志ハ義を救済者といつて其徳ありしは
時ハ義ありしは治世の時ハ不義の後人の別とす
らざる士人不急の要ハ臨の時其意して義を
の辨別ありしハ預め候し辱らざるは此レ是を義
士と稱する人の教王の痛くして不義と稱する
人の人情の時其意して義を人あり又其上の文は此

